

1. 候補樹木

(1) 概要

指定番号	229	樹種	シラカシ (ブナ科)	呼称	十二軒丁の しらかし
推定樹齢 (指定時)	約120年	樹高	13.7m	幹周	220cm
枝下高	1.8m	枝張り	東西8.7m・南北12.0m		
所在地	青葉区八幡二丁目160-2				
所有者	個人				
指定内容	保存樹木及び樹木保存区域の指定				
指定基準	杜の都の環境をつくる条例 施行規則第13条第1号及び同条第2号				

(2) 位置



図1 位置図(広域)



図2 位置図(拡大)

(3) 候補樹木の外観



写真1 候補樹木全景(南東側)



写真2 候補樹木全景(南側)



写真3 樹幹と枝葉の状況

2. 保存樹木の指定基準

指定しようとする樹木が、規則で定める要件に該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れていること。（杜の都の環境をつくる条例第19条第1項第1号）

規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当すること。（同条例施行規則第13条）

- (1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上であること
- (2) 高さが12m（株立ちした樹木にあっては3m）以上であること
- (3) つる性植物である樹木にあっては、樹冠の水平投影面の面積が30㎡以上であること
- (4) 樹木の存する地域における象徴木として親しまれてきたものであること

3. 樹木保存区域の指定基準

保存樹木等の保全のため必要があると認めるときは、規則で定める基準に従い、当該保存樹木等の存する土地の区域の全部又は一部を樹木保存区域として指定することができる。（杜の都の環境をつくる条例第19条第2項）

樹木保存区域に指定しようとする土地の範囲について、保存樹木等の樹冠投影面（当該部分に建築物等が建築されている場合は、建築物等の建築面積に相当する部分を除く。）の部分及びその周辺の土地のうち市長が適当と認める部分とする。（同条例施行規則第15条）

4. 候補樹木の詳細

(1) 来歴等

候補樹木のシラカシは、かつて十二軒丁と呼ばれた地区の一角にあり、1895年頃に大工職人であった所有者の先祖が、当時は600坪の敷地の大部分が畑であった中で、母屋を建築した際の記念に、母屋に寄り添う形で本樹木を植栽したと推察される。

そして、仙台空襲の災禍をくぐり抜け、今では市街化の進んだ住宅地の中に大木となって現存する貴重な樹木となっている。

母屋は現在改装されて書店となっており、作家や映画監督、写真家等を招いてイベントも開かれているが、本樹木は、同じく敷地に植栽されているヤマグワ、エノキと一体となって、来店者が庭の樹木を見ながら読書したり、イベントの際には大きな樹冠により緑陰を提供するなど親しまれている。

(2) 樹勢調査結果

① シラカシは常緑樹の中では寒さに比較的強く、自生地は宮城県以南であるとされている。本市では、伊達政宗がその姿を気に入り祖母の菩提寺を建立したと伝えられる「裁松院のしらかし」など5本を保存樹木に指定しているが、そのうち4本が寺社境内地にある。これらのシラカシと本樹木の大きさを比較すると、最大の樹木で樹高22m、幹周2.6m、最小の樹木で樹高11.7m、幹周2.1mであるのに対し、本樹木は樹高13.7m、幹周2.2mであり、最大の樹木と最小の樹木の間に入る大きさであるが、当地方におけるシラカシとしては巨木の部類に入り、市街化の進んだ住宅地に生育するシラカシの大木として希少性が高いといえる。

② 本樹木の樹勢は、隣地への枝の伸長に伴い枝条が剪定されてきたことで、切除跡から萌芽枝が多く発生しているものの、樹形は自然樹形に近く、枝葉の密度も正常で、良好な生育を示している。なお、過去の強剪定に起因する芯材腐朽が一部に確認されたが、癒合が進み腐朽孔は狭まりつつあり、樹勢は総じて健全で生育旺盛のため、今後の適切な管理により十分に保全を図ることができるものと判断される。

以上の点から、本樹木は保存樹木指定に関する要件を満たしており、指定に相応しい樹木と考えられる。

5. 樹木保存区域の設定

保存樹木の樹木保存区域は樹冠投影面の部分を基本とすることから、現地測量結果に基づき、母屋に重なる部分等を除いた樹冠投影部分の範囲（A=70.63㎡）を樹木保存区域に指定する。

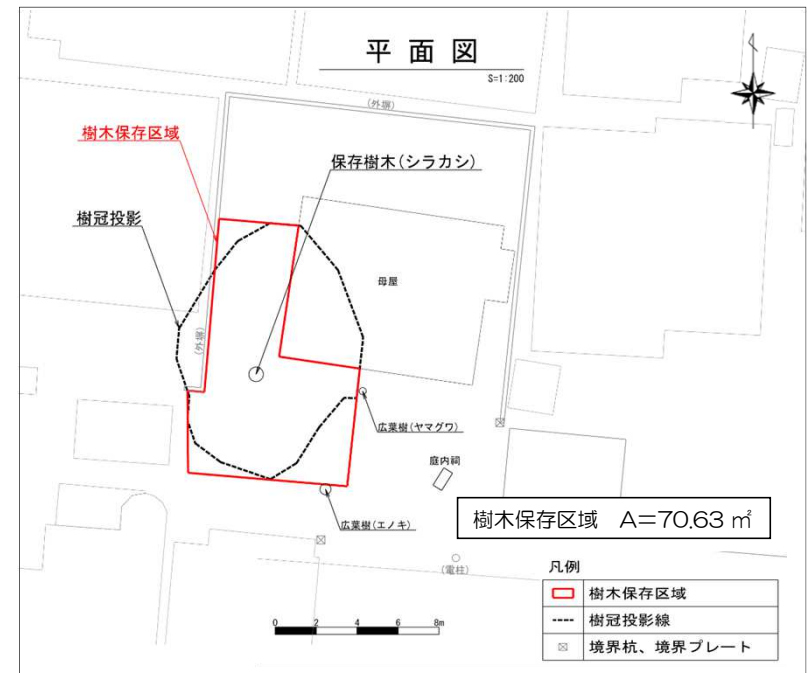


図3 樹木保存区域図

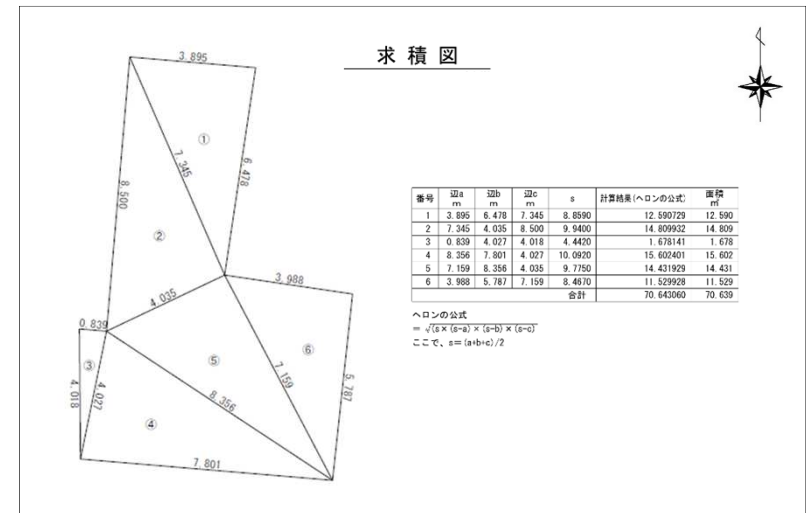


図4 樹木保存区域求積図